

博士学位申請論文

評価差額の認識に関する研究

2018年11月

渡邊 宏美

序章 研究の目的と分析の枠組み	7
第1節. 研究の目的と背景	7
1-1. 本研究の問い	7
1-2. 評価差額の重要性	7
図表 1. 日経平均株価の推移	8
図表 2. 日本の投資部門別株式保有比率の推移	9
1-3. 現行制度における利益：投資の目的による評価差額の認識	9
図表 3. 現行制度における純利益の構成要素	10
図表 4. 組替調整に関する例示	11
図表 5. 組替調整をしない場合の選択肢	11
1-4. 利益をめぐる議論：包括利益か純利益か（組替調整の有無）の先にあるもの	12
1-5. 本研究の目的とアプローチ	12
第2節. 分析の枠組み	13
2-1. 研究範囲の限定	13
2-2. 本論文の構成	14
2-3. 用語の定義	15
第I部 評価差額の認識に関する歴史	18
第1章 評価差額の認識に関する文献整理(1)：会計規制の変遷(～2000年まで)	18
図表 6. 評価差額の認識，又は「実現」に関する公表物一覧	18
第1節. 「実現」規準の形成期(1913～1939年)	19
1-1. Dickinson(1913)『会計実務と手続(Accounting Practice and Procedure)』	19
1-2. Schmidt(1931)「増価 (appreciation) は利益か？」	20
1-3. Sweeney(1933)「利益 (Income)」	21
1-4. AAA 試案(1936)	22
1-5. SHM 原則(1938)	22
1-6. Gilman(1939)『会計における利益概念』	23
第2節. 「実現」規準の最盛期(1940-1960年)	24
2-1. Paton & Littleton(1940)『会社会計基準序説』	24
2-2. AAA (1941)「会社財務諸表の基礎となる会計原則」	25
2-3. AAA(1951)「物価変動と財務報告」	25
2-4. AAA(1957)「会社財務諸表の会計及び報告基準」(改訂版)	26
第3節. 操業利益と保有利益の区分期(1960-1980年)	27
3-1. Edwards & Bell(1961)『意思決定と利潤計算』	27
3-2. AAA(1964)「実現概念」	28
図表 7. 収益取引におけるサービスの履行のタイミングの例示	28
図表 8. 利益の表示に関する諸説	29
3-3. AICPA(1970)「企業の財務諸表の基礎をなしている基本概念と会計原則」	30
3-4. AAA(1974)「概念と基準に関する 1973-73 委員会のレポート」	31
3-5. AAA(1977)『会計理論及び理論承認』(SATTA)	32
3-6. FASB(1979), SFAS, No.33「財務報告と物価変動」	32
第4節. 包括利益の台頭期(1980-2000年)	33
4-1. FASB (1984), SFAC No.5	33
4-2. FASB (1985), SFAC No.6	35
4-3. FASB(1997), SFAS130「包括利益の報告」	36
4-4. FASB (1998), SFAS133「デリバティブ商品及びヘッジ活動の会計」	36

4-5. FASB (1999), 予備的見解.....	37
第 5 節. 小括	38
5-1. 「実現」規準の形成, 変容から後退へ.....	38
図表 9. 「実現」の定義の変遷.....	39
5-2. 共通する考え方.....	39
補論 1. 意思決定有用性の意義：米国の公表物の概観	40
1. Staubus (1961)『投資家に対する会計理論』.....	40
2. AAA (1966) ASOBAT	41
3. AICPA (1970) APB ステートメント No.4	41
4. AICPA (1973a)「財務諸表の目的」.....	42
5. FASB (1978) 概念書 No.1(SFAC No.1)	42
6. 小括.....	43
第 2 章 評価差額の認識に関する文献整理(2)：収益認識プロジェクト	44
第 1 節. FASB と IASB の共同収益認識プロジェクトの目的.....	45
第 2 節. 2008 年の Discussion Paper	46
第 3 節. 2010 年の公開草案と 2011 年の改訂	47
第 4 節. 2014 年公表の新基準「顧客との契約から生じる収益」.....	48
4-1. 別個の履行義務の識別.....	49
4-2. 収益の認識時点.....	49
4-3. 新基準の問題点.....	51
第 5 節 小括.....	51
第 3 章 「実現」の起原と背景.....	53
第 1 節 「実現」の起原に関する諸説.....	53
1-1. 実務と会計規制における「実現」の形成.....	53
1-2. 純資産増価概念から「実現」規準への変化の諸要因.....	54
第 2 節 「実現」の背景(1)：固定資産の重要性, 当時の評価実務, SEC の対応.....	55
2-1. Fabricant(1936)：1925-1934 年の固定資産の再評価とその根拠.....	55
図表 10. 固定資産の再評価を報告する企業数 (1925-1934 年)	56
2-2. 1935 年の FTC レポート.....	57
図表 11. 電力・ガス業界の各グループの資産総額, 固定資産及び評価益の額と割合.....	58
図表 12. FTC レポートによる電力・ガス業界の構造.....	59
2-3. SEC の対応：行政手続による評価益計上の禁止.....	59
第 3 節 「実現」の背景(2)：株式配当(株式分割)をめぐる Eisner v. Macomber 判決.....	61
3-1. Macomber 判決の概要.....	61
3-2. “処分可能性”への配慮.....	63
第 4 節 「実現」の背景(3)：その他の経済的背景 (インフレ, 経済危機)	64
4-1. インフレの存在.....	64
4-2. 経済危機の存在 (1907 年恐慌, 1929 年大恐慌, 1937 年景気後退)	64
第 5 節 小括.....	66
第 4 章 「継続性」の起原と背景.....	67
第 1 節 「継続性」規準の概要.....	67
1-1. ARB40 における「継続性」規準.....	67
1-2. 「継続性」規準の機能：評価差額の認識の繰延べ.....	68
第 2 節 「継続性」の背景(1)：資産評価の問題.....	69
図表 13. 子会社を利用した資産の評価替えの例示.....	70

第3節. 「継続性」の背景(2) : Wildman and Powell(1928)と税法の影響.....	70
第4節. 「継続性」の背景(3) : 事業再編を減退させないための非認識規定と持分継続の法理 (COI)	71
第5節. 小括	72
補論 2. COI 法理の形成と展開 : 判断規準としての問題	74
図表 14. COI 法理の形成と展開に関する租税判例と関連事項.....	74
1. COI の形成	75
2. 「株式又は証券」の意義.....	76
3. 支配対象までの距離—親会社株式の交付	77
4. 「継続」の期間—組織再編前後の株式売却.....	78
5. COI にみる「継続性」概念の問題	80
第5章 評価差額の認識をめぐる論点整理と考察.....	81
第1節 評価差額の認識をめぐる論点整理.....	81
図表 15. 評価差額の認識をめぐる論点整理	81
1-1. 評価差額を (財務諸表本体上で) 認識するか否か (資産を再評価するか否か) .	81
1-2. 評価差額は、利益か資本か (損益計算書を経由するか否か)	82
1-3. 評価差額は、「純利益」か「包括利益」か	82
第2節 第I部の文献整理からわかること.....	83
2-1. 文献整理からわかること : 通底する考え方.....	83
2-2. なぜ評価差額を「純利益」に含めるべきでないか.....	83
図表 16. 評価差額の認識に関する文献の分類.....	84
第3節 現行基準における“認識する評価差額”と“認識しない評価差額”の線引き	85
3-1 日本における評価差額の認識規準	85
図表 17. 日本の評価差額の認識規準.....	86
3-2 米国における評価差額の認識規準	86
図表 18. 米国の評価差額の認識規準.....	87
第4節 いくつかの「利益」の特徴 : その意義と問題点.....	87
図表 19. 認識される評価差額の範囲と、評価差額の処理の組み合わせの例示	88
図表 20. 4つの利益の特徴.....	88
4-1. <1>の利益の特徴	90
4-2. <2>の利益の特徴	91
4-3. <3>の利益の特徴	91
4-4. <4>の利益の特徴	92
第5節 小括.....	92
第II部 評価差額の認識に関する現行制度.....	93
第6章 棚卸資産に生じる評価差額の認識.....	95
第1節 問題の所在 : 棚卸資産に生じる評価差額の意味.....	95
図表 21. 棚卸資産の販売から生じる利益 (=販売価額—取得原価) の内訳の例示	96
図表 22. 3つの評価差額の認識方法と利益計上のタイミング	96
第2節 日本の現行基準 : 評価差額の認識を中心に.....	97
2-1. 通常の販売目的の棚卸資産.....	97
図表 23. 「取得原価>正味売却価額」となる場合の価格推移の例示.....	98
2-2. トレーディング目的の棚卸資産等	98
2-3. 小括.....	99
第3節 米国の現行基準 : 評価差額の認識を中心に.....	99

3-1. 通常の販売目的の棚卸資産	100
3-2. 例外的な場合：貴金属等	100
3-3. 小括	100
第4節 考察	101
4-1. 現行基準における認識規準とその特徴	101
図表 24. 現行制度の評価差額の認識と利益計上のタイミング	101
図表 25. 現行制度の特性	102
4-2. 概念フレームワークと個別基準の整合性	103
4-3. 現行基準の位置付けと評価：操業利益と保有利益の区別という観点から	104
図表 26. 仮に再調達価額まで切り下げる（低価法）場合の例示	105
第5節 小括	106
補論3. 現物配当を契機とした利益認識	107
1. 問題の所在	107
2. 現物配当の会計処理	109
2-1. 日本の自己株適用指針	109
2-2. 日本の引当金に関する研究資料等	111
2-3. 米国の現物配当の会計処理	111
3. 論点整理：配当資産の評価差額の認識をめぐる諸問題	112
3-1. 配当と費用の線引き	112
3-2. 配当資産の測定	112
3-3. 配当資産の時価情報の開示の是非と関連論点	113
4. 小括	113
補論4. 役務提供による利益認識：ロイヤルティを手掛かりとして	114
1. 問題の所在	114
2. ロイヤルティの会計処理	115
2-1. 日本の「収益認識に関する会計基準」等	115
2-2. 米国のロイヤルティの会計処理：新基準以前	116
2-3. 米国のロイヤルティの会計処理：新基準（2014）	118
3. ロイヤルティの収益認識の現状	119
図表 27. コンビニエンスストア事業を営む2社の連結損益計算書（一部）	121
4. 論点整理：収益認識のタイミング	122
5. 小括	122
第7章 固定資産に生じる評価差額の認識—固定資産の交換と事業分離—	124
第1節. 問題の所在：固定資産に生じる評価差額の意味	124
図表 28. 固定資産の使用を通じた期待利益（操業利益）	124
図表 29. 固定資産の交換の例	125
第2節. 日本の現行基準：取得，減損，交換と事業分離	126
2-1. 固定資産の取得（とその後の貸借対照表価額）	126
2-2. 減損損失が認識される場合	127
図表 30. 減損損失が認識される場合	127
2-3. 交換	128
2-4. 事業分離	129
図表 31. 分離元企業の個別財務諸表上の会計処理	130
図表 32. 被結合当事企業の株主の個別財務諸表上の会計処理	131
第3節. 米国の現行基準：取得，減損，交換とスピンオフ	133
3-1. 固定資産の取得	133
3-2. 減損損失が認識される場合	134

3-3. 交換.....	134
3-4. スピンオフ等	139
図表 33. スピンオフ (spin-off) のイメージ図	139
図表 34. 非貨幣性取引の会計処理.....	141
第 4 節. 考察	142
4-1. 現行基準における認識規準とその特徴.....	142
図表 35. 事業資産の交換等の会計処理の考え方	143
4-2. 概念フレームワークと個別基準の整合性	144
4-3. 現行基準の位置付けと評価：操業利益と保有利益の区別という観点から	145
第 5 節. 小括	146
第 8 章 有価証券に生じる評価差額の認識.....	148
第 1 節. 問題の所在：有価証券に生じる評価差額（とその認識時点）の意味 ..	148
第 2 節. 日本の現行基準とその背景	149
2-1. 背景.....	149
2-2. 有価証券の取得とその後	149
図表 36. 日本の有価証券に生じる評価差額の認識と利益計上のタイミング	150
2-3. 有価証券の消滅（売却）の判断.....	151
第 3 節. 米国の現行基準とその背景	152
3-1. 背景（1）：SFAS12（1975）「特定の市場性のある有価証券の会計」	152
3-2. 背景（2）：SFAS115（1993）「負債証券と持分証券に関する投資の会計」	154
3-3. 背景（3）：2010年・2013年改訂提案と2016年改訂.....	155
3-4. 有価証券の取得とその後	157
3-5. 有価証券の消滅（derecognition）の判断	159
第 4 節. 考察	160
4-1. 現行基準における認識規準とその特徴.....	160
図表 37. 現行基準における利益の配分方法と例示	161
図表 38. 企業が所有する他社株式の評価差額を「利益」とした場合の問題：法人株主による“複製”の例示.....	164
4-2. 概念フレームワークと個別基準の整合性	167
4-3. 現行基準の位置付けと評価：操業利益と保有利益の区別という観点から	169
第 5 節. 小括	170
終章 総括と展望	173
第 1 節. 要約と結論	173
1-1. 本論文の要約	173
1-2. 本論文の結論	177
図表 39. 認識規準と個別基準の整合性	178
図表 40. 現行基準で認識されるその他の包括利益（OCI）	178
図表 41. 本論文の結論（評価差額の認識と利益計上のタイミング）	180
図表 42. 評価差額の認識と利益計上のタイミングに関する現行制度と提案.....	182
第 2 節. 展望と課題	182
2-1. 評価差額に関する基準設定への示唆	182
2-2. 残された課題	183
参考文献.....	184

要約

本論文は、市場価格の変動によって生じる評価差額の会計上の認識を対象として、米国の歴史を整理し、現行制度の特徴と問題点を明らかにしたものである。研究の目的は、制度会計上、評価差額をいつ「純利益」(又は「その他の包括利益」)に含めており、そのタイミングによってどのような特徴があるかを検討することにある。

その手段として、第Ⅰ部(第1章～第5章)では、1910年代から2010年代までの米国の文献を手掛かりに、制度の変遷、当時の状況、「実現」及び「継続性」規準が形成された背景を考察した。第Ⅱ部(第6章～第8章)では、日本及び米国の個別の会計基準を対象として、現行制度の特徴と問題点を検討した。以下、章ごとに要約する。

(1) 第1章

まず第1章では、評価差額の認識及び「実現」に関する会計基準等の公表物を概観した。その結果、次のような変遷を経たことがわかった。つまり、会計上「実現」という言葉が公式に用いられる1932年頃まで、利益は2時点の評価額の比較によって算定されていた。そもそも1920年代にはまだ会計規制がなく、1929年の大恐慌後の1934年にSECが設立され、再評価の実務がみられなくなっていく。例えば、1936年のAAA試案では、資産の定期的な再評価に批判的な姿勢がとられているし、1938年のSHM原則では未実現利益を利益に含めるべきではないことが示されている。ただし、この時期においてもインフレーションを前提として未実現利益を「資本」とすべきであるという議論も存在していた。

さらに、1940年頃から販売基準や、「実現」を収益の認識に関する2要件(販売と対価の受領)として定義する文献がみられ、実現規準が確立したといえる。これと同時に未実現利益の計上が禁止される。しかし、AAAが公表した1957年改訂版は、実現を「確実にかつ客観的になったという変化」と定義し、その意義が大きく変化した。これによって、「実現」の意義が市場の能力等に依存することとなり、資産増加を「認識」する道を開いたものと解される。それと同時に、この1957年改訂版では、企業の純利益(enterprise net income)と株主にとっての純利益(net income to shareholders)という2つのincomeが示されていたことも留意が必要であろう。

1960年代には、操業利益と保有利益との区別が重視されるようになり、1964年にAAAが公表した「実現概念」でも、操業利益、実現保有利益、未実現保有利益を区別したうえでどのように報告すべきかが議論されている。このように操業利益、未実現保有利益、及び実現保有利益等、利益を区分する考え方が表れたこと、及び意思決定有用性という目的が重視されていくことが1960年代の特徴といえるだろう。

1970年のAICPAの公表物では、交換と稼得の2条件がみたされたときに収益が実現し、認識されることが示された。この後、インフレを背景として個別価格変動及び一般物価変動を開示することが要求されたが、インフレの収束に伴い、任意適用化されている。

1980年代に入ると、FASBによって財務会計概念書が公表され、中でもNo.5において、認識には、稼得又は実現・実現可能が考慮されるべきであると示された。それによって、市場価格の変動も認識されることが示された。これと同時に、稼得利益(業績の測定値)と包括利益という2つの利益概念が示されている。またNo.6によって、もっとも厳密な意味での「実現」の定義が示された。このように同じ「実現」という言葉を用いても、その意味するところは大きく移り変わっていることがわかる。

1990年代に入ると、金融商品を時価で評価することが要請され、それを契機として「包括利益」が導入される。ただし、包括利益を認識することで、報告利益のボラティリティが大きくなるという懸念が示されていたことは留意すべきだろう。1998年にはデリバティブを時価で評価し、その評価差額を損益とすること、また1999年には(一部ではなく)すべての金融商品について時価で評価すべきであるという見解が示される。

このような整理を通じて、2つの点で共通していることがわかった；第1に、評価差額を認識すべきではないという主張の主な根拠は評価の信頼性が担保できないことにあること、第2に、操業による利益と保有による利得とを区別するべきであるということ、である。

(2) 第2章

第2章では、2002年から開始された収益認識プロジェクトを確認した。当初、顧客との契約から生じる権利義務を資産、負債として認識し、その差額を利益とするモデルが提案されていた。評価差額の認

識という点からいえば、収益認識プロジェクトでは、(結局採用されなかったものの) 契約時点の資産及び負債の時価(現在出口価格)の差額を契約時点で認識することが目指されていた。その上で、さらに会計期間末に資産及び負債の現在出口価格が増減すれば、その評価差額を利益として認識するものであった。しかしながら、結局のところ、取引価額に基づくモデルが採用され、従来同様、実際に行われた貨幣額をアンカーとして、顧客が支配を獲得するまで評価差額を認識しないルールが維持されている。

(3) 第3章

第3章では、上記のように会計上重要な意味をもってきた「実現」という言葉の起源と背景は何であるかを考察した。その結果、「実現」の背景には、(a)評価が困難な固定資産の重要性が増したこと、(b)資本からの分離を所得(income)が存在する前提であるとした租税判例、及び(c)1910年代のインフレや経済危機の存在が挙げられた。

(a)について、Fabricant(1936)や1935年のFTCレポートによれば、当時、かなりの規模で企業内部の役員等による資産の恣意的な再評価が行われていたことがうかがえる。そこで、SECが行政手続きを通じて1940年代までに実質的に評価益の計上を禁止したことがわかった。したがって、固定資産の恣意的な評価に対する批判と、それに対応したSECの行政手続きの2つが、「実現」の実質的な採用と関係があるとはいえるだろう。

(b)の租税判例では、現在で言うところの株式分割から所得が生じるか否かに関して、「所得は、資本から分離されたものであり、資産の単なる価値の増加は所得ではない」ことが示された。この考え方が1965年当時の会計学の主流な考え方であり続けていたという。その理由の一つとして、法人税の支払いを前提として、資本を維持するために、又は企業が継続していくために、(課税)所得は「処分可能」という特性をもつべきであるという考え方がみられた。

(c)その他、1910年代のインフレや、経済危機の存在も「実現」の背景として指摘されることがある。1910年代のインフレについては定かではないが、毎期にインフレ利得を含む評価差額を利益とすることに抵抗があったのかもしれない。また、先の租税判例に重要な影響を与えたとされるSeligman氏は、1907年恐慌について分析し、過度な資本化に対して警鐘をならしていた。つまり、将来の期待を資本化し過ぎたことが危機の一因であると考えていた。このことも、資本から分離されるまで所得を認識すべきでない、という考え方につながったように思われる。

(4) 第4章

第4章では、「実現」規準と同様に、評価差額の計上を一定時点まで繰り延べる効果を有する「継続性」規準の背景を考察した。その結果、以下の3つの背景が指摘できる。第1に、資産再評価ないし評価替えを行う口実として、合併等の企業結合が利用されていた。このような恣意的な評価を防ぐために、評価差額の認識を繰り延べる効果をもつ「継続性」規準が必要とされたものと考えられる。第2の「継続性」の背景として、利益剰余金の引き継ぎを認めるべきとするWildman&Powell(1928)の議論と税法の影響がある。前述のように、単に形式的な移転にすぎず、従前の投資や事業は継続していると判断できる場合には、利益剰余金を含め、単純に帳簿価額を合算することが提案されていた。換言すれば、実質的な変化が生じるまでは、資産等の評価替えを行うべきではなく帳簿価額を引き継ぐべきである、という考え方が見受けられる。第3の「継続性」の背景ないし起源として、必要な事業再編を阻害しないという趣旨で導入された米国歳入法の非認識規定、及びそれに関連する司法上の法理を挙げることができる。1918年法によって一定の組織再編成については、評価差額への課税を繰り延べることが規定された。またその後、1930年代に租税判例上で形成されたCOI法理によって、当該規定を適用するためには、継続性が必要であることが示された。

このことから、投資の終了時点で、損益を認識し、投資家に報告すると共に、そこから得られた利益に対して課税を行うことが最も効率的であると判断されたものと考えられる。このような税務上の議論が会計規制にも関係があると考えられる。

(5) 第5章

第5章では、第I部の議論を踏まえ、評価差額の認識をめぐる論点を整理した上で、日本及び米国の認識規準を確認した。そして、いくつかの「利益」を想定し、その特徴(その意義と問題)を検討した。その結果、ひとくちに評価差額を利益とするといっても、実際の制度では、一部の評価差額のみが認識

されており、その他の評価差額はいまだ認識されていないこと、また認識された評価差額も、純利益とされる場合と包括利益とされる場合が並存し、それらの線引き規準は必ずしも明らかではない、ということがわかった。またどのような「利益」にしても、利点と同時にデメリットは存在する。ここでは各利益の特徴を明らかにした。

以上の議論を前提として、次に第Ⅱ部（第6章～第8章）では、個別の会計基準レベルでは評価差額はどのように認識されており、その根拠はどのようなものか、また第Ⅰ部の考察を踏まえ、どのように現行制度を評価できるのかを考察した。

(6) 第6章

第6章では、棚卸資産に生じた評価差額を認識するタイミングを中心として、日本及び米国の現行基準の内容とその説明を確認した上で、それらがどのような特徴を有するのか、概念フレームワークとは整合しているか、及び第Ⅰ部での議論からどのように評価できるのかを考察した。

その結果、次の3点が明らかになった。第1に、日本も米国もともに、販売目的の棚卸資産については、原則として、棚卸資産の取得原価を販売の時点まで引き継ぎ、評価差額をそれまで認識しない。ただし、取得原価を正味売却価額が下回る場合には、当該正味売却価額で評価替えを行う（簿価を切り下げる）というルール（低価法）を採用している。他方、トレーディング目的の棚卸資産や貴金属等については、毎期末に時価で評価し、評価差額を損益とすることとされている。このようなルールは、特に低価法が適用されていることによって、経営者に市場価格を意識した在庫管理を促すとともに、損失が将来に繰延べられることを防ぐという特徴がある。これは、長期的視点にたった在庫管理ができなくなり、棚卸資産としての資産分類を変更させるインセンティブを与えうる。さらに、不況時に評価損が計上されるために経済の不安定性を増すという特性も指摘できる。

第2に、販売目的の棚卸資産（事業投資）と、トレーディング目的の棚卸資産（金融投資）とで区分し、異なる会計処理を適用するという制度は、第Ⅰ部で確認した日本の討議資料における「投資のリスクからの解放」という考え方に整合するといえる。また米国でも、前者については稼得規準によって、後者については実現可能規準によって損益を認識するという点で、棚卸資産に関する会計基準はSFAC5の考え方に整合するといえる。ただし、このような整合・不整合の判断は、解釈如何によって結論は異なるため、議論すべきことは、整合又は不整合と判断された結果、どのような問題が生じるか、であろう。

第3に、原則として、棚卸資産の「利益」（売価から取得原価を控除した差額）が、販売時に一気に認識されるというルールは、第Ⅰ部での分類に基づけば「評価差額を認識しない」という考え方にあたる。他方で、トレーディング目的の棚卸資産等については、毎期末に評価差額を利益として認識するというルールは、第Ⅰ部での分類に基づけば「評価差額も income である」という考え方に基づく。前者の販売目的の棚卸資産の「利益」のうち、厳密に付加価値部分と評価差額を区別し、前者は操業利益（純利益）として、後者は保有利益（純利益以外）として計上するべきであるという前提にたてば、現行制度はそれらがすべて「純利益」として認識されるという問題がある（もっとも、棚卸資産の販売による利益をすべて操業利益であると解すれば、問題はない）。他方、後者のトレーディング目的の棚卸資産からは操業利益は生じず、保有利益のみが生じるどころ、保有利益を「純利益」とするルールも問題があるだろう。

(7) 第7章

第7章では、固定資産（有価証券を除く）に生じた評価差額を認識するタイミングを中心として、日本及び米国の現行基準の内容とその根拠を確認してきた。具体的には、固定資産の取得から売却処分までに生じた評価差額の認識、減損損失の認識、金銭を介さない固定資産の交換及び事業分離の際の評価差額の認識、である。これらに関するルールを評価した上で、第Ⅰ部での議論を踏まえ、現行基準の評価を試みた。

その結果、次の3点が明らかになった。第1に、日本の現行基準では、固定資産についても原則として、売却又は処分の時まで取得原価で評価する。また固定資産を交換又は事業分離した場合（その対価が金銭以外の場合）、投資が清算したか否か（対価の性質と移転先企業との関係性）によって、評価差額の認識の有無が判断されている。米国の現行基準でも、固定資産についても原則として、売却又は処分の時まで取得原価で評価することとされる。他の資産と交換する等の非貨幣性取引に該当する場合、原則として、引き渡した資産の公正な評価額をもって受け取った資産の取得原価とする。したがって、帳

簿価額と公正な評価額の差額が生じ、これを損益として認識する。ただし、公正な評価額を合理的に決定できない場合、販売促進目的の交換、及び事業上の実質を欠く場合には、帳簿価額を引き継ぐものとされる。なお、日本でも米国でも、減損が適用される場合、日本では回収可能価額まで、米国では公正価値まで帳簿価額が引き下げられる。このため、主観的な見積りに依存している点（減損の測定や、非貨幣取引において評価差額を認識するか否かの判断等において、将来キャッシュフローの額、及び企業にとっての価値等、多くの見積もりが必要となる。この見積もりに用いる諸仮定によって、会計数値が大きく異なりうるという問題及び客観的な検証が困難であるという問題）、及び棚卸資産の低価法と固定資産の減損とで手続きに差異（兆候があるか否かの判断をはさむという点で、低価法評価損よりも減損損失の方が認識されにくい）があるために、資産分類を恣意的に変更する余地があるという点が、現行制度の特徴として指摘できる。

第2に、固定資産に関する個別基準は、第I部で確認した日本の討議資料における「投資のリスクからの解放」という考え方に整合するといえる。また米国でも、SFAS5における「実現（可能）」・「稼得」基準に整合する（固定資産が稼得活動において使用されている間は、評価差額を認識せず、減価償却による取得原価の配分（費用化）を行い、それがもはや稼得活動に従事しない又は将来キャッシュフローが変化する際には、実現によって損益を認識する）。

第3に、固定資産を原則として取得原価で引き継ぐという現行基準は、第I部の分類によれば、「評価差額を認識しない」という考え方にあたる。また操業利益と保有利益とを区別し、前者を「純利益」、後者を純利益以外とするべきであるという考え方に照らしても、現行制度は固定資産から生じる操業利益を「純利益」として、評価差額を認識しないという点で整合的である。ただし、現行制度が依拠する“継続性”という考え方は、継続しているか否かを外部からどのように判断するのか、また誰にとって投資が継続するか否かであるのかが明らかではない、という問題がある。

(8)第8章

第8章では、有価証券に生じた評価差額の認識を対象として、現行基準を確認した上で、第I部の議論を踏まえて現行ルールの評価を試みた。その結果、以下のことがわかった。

まず、日本でも米国でも現行基準において、その範囲は異なるものの、一定の有価証券の保有中に生じた評価差額（下方のみでなく、上方への評価差額を含む）を、「純利益」又は「その他の包括利益」として認識している。他の資産では、低価法又は減損によって、下方への評価差額は認識される場合があるものの、上方への評価差額は認識されてこなかった。これが、他の資産と有価証券の認識が大きく異なる点である。

では、①なぜ一定の有価証券においては、上方への評価差額の認識が行われるのであろうか。また②それが「純利益」とされる場合と「その他の包括利益」とされる場合とは、何が異なり、その区別はどのようになされるのであろうか。

これらの点につき、日本基準では、①金融商品がオフバランスであると利害関係者が実態を把握できず、また利益操作の余地を残すという問題が生じるために、注記ではなく本体での時価評価が必要である、と説明される。したがって、時価で評価する必要性から、上方への変動も含めて評価差額が認識される。②ただし、認識された評価差額のうち、売却することに事業遂行上の制約がなく、評価差額が成果であると考えられるものは「純利益」に（金融商品会計基準70項）、「事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではない」ものは「純資産の部」に直接計上する（金融商品会計基準77-79項）こととされる。

他方、米国基準においても、①公正価値情報の必要性から、貸借対照表上、公正価値で評価され、上方・下方を問わずに、評価差額が認識される。②ただし、1975年公表のSFAS12において、すべての評価差額を利益とすることに対する反対があったこと、また1993年公表のSFAS115において、金融資産を時価評価し評価差額を利益とする一方で、負債を時価評価しないと、利益の額についてボラティリティが大きくなる、という問題が指摘されたことによって、すべての評価差額を利益とすることはできなかった。

特に後者のボラティリティの問題について、金融資産の時価評価は必要であるという前提の下、この問題に対する解決策としては、(1)金融資産の時価評価によって生じた差額を、利益として計上しないこと、又は(2)金融負債も時価で評価し、評価差額を利益として計上すること、が考えられる。(2)の金融負債の時価評価は多くの問題があるため、消去法によって、(1)の解決策が採用された、といえるだろう。

このような現行制度は、次の3つの問題がある；第1に、評価差額を利益として認識することによ

て、市場価格の変動によって「利益」が変動することになり、利益の変動幅が拡大する。特に、金融資産は時価評価し、評価差額を利益とするのに対して、金融負債は時価評価をしないルールにおいては、金融機関等の利益のボラティリティが大きくなるという問題が指摘される。さらに、法人が他社株式を所有すること（法人株主の存在）が認められる制度環境にあつては、他社株式に生じた評価益を、自社の利益に取り込み、さらにそれが別の法人株主の利益に取り込まれるといった“複製”が生じうる。このような“複製”が生じる場合には、変動幅が一層拡大する可能性がある。

第 2 に、事業会社自体では未だ収益として認識されていないものも、有価証券を通じて、当該有価証券を保有する会社において早期に利益が認識されるという“利益の先取り”という問題もある。これは、収益認識と有価証券に関する会計基準の不整合の問題でもあろう。

第 3 に、評価差額を含めた「利益」に基づき、配当や法人税が計算された場合に、事業継続に支障をもたらすという問題である。もちろん、会社法及び法人税法の規定や、企業の借り入れ能力に依存するものの、市場価格が大きく上昇するような局面において、「利益」が増加し、社外流出が増加した場合に、企業が事業を継続するのに支障をきたす可能性は無視できないものとする。

とかく、以上の現行制度を前提とした場合、日本の討議資料及び米国の SFAC5 に示された利益の認識基準と整合しているといえるだろうか。日本基準では、整合しているか否かという以前に、討議資料において、満期保有目的の債券及び（一部の）その他有価証券に適用される処理が明示されていないといえる。つまり、事業投資とも金融投資とも判断のつかない投資について、どのタイミングで利益（成果）を計上するのかが明らかではない。他方、米国基準では、2016 年改訂によって従前の SFAS115 よりも整合性が図られ、「実現可能」の解釈によっては整合的な基準となったと評価できるだろう。

では、このような現行制度は第 I 部の議論からどのように評価できるであろうか。有価証券の個別基準では、保有目的ごとに評価差額を認識するものとし、さらに認識した評価差額を「純利益」として計上するものと「その他の包括利益」として計上するものとを混在させている。これは第 I 部の分類によれば、評価差額も **income** であるという考え方で、評価差額は **income** ではないという考え方の双方がとられていることになる。また操業利益と保有利益とを区別し、前者を「純利益」、後者を純利益以外とするべきであるという考え方に照らしても、現行制度は問題がある。つまり、有価証券から生じるのはすべて保有利益であると考えられるところ、一部の有価証券からは評価差額を認識しない一方で、他の有価証券の評価差額を「純利益」又は「その他の包括利益」としている。したがって、現行制度は、少なくとも操業利益と保有利益とを区分し、前者を純利益、後者をそれ以外として計上するという考え方は採用していないと評価できる。

(9) 終章

最後に、終章では、本論文の結論と展望として、現行制度の問題と制度設計への示唆を示した。まず現行制度における問題として、次の 3 つを指摘した；第 1 に、評価差額（特に上方への市場価格の変動）を純利益とすることによって、利益の変動幅を拡大し、経済を不安定化しうること、及び事業に支障をきたすおそれがあることである。第 2 に、日本の個別基準と討議資料とで一部に説明が十分でない点（特にその他の有価証券の OCI 処理）があることである。第 3 に、個別基準間に不整合な部分があることによって、事業会社自体では未だ認識されない利益を、有価証券を通じて早期に計上しうること（利益の先取り）、及び資産区分を恣意的に変更することで損失計上のタイミングを繰り延べることが可能であることである。

そこで、このような問題を回避する評価差額の認識方法として、「操業活動に用いる資産」と「それ以外の資産」とに区分した上で、前者は事業（稼得プロセス等）が終了するまでは評価差額を認識せず、後者は毎期末に評価差額を認識することを提案した。なお、前者は事業が終了したタイミングで「純利益」を計上し、後者は換金時までは「純利益」に計上しない（それまでは「その他の包括利益」に計上する）。このようにすることによって、「純利益」の変動幅を大きくすることなく、また事業に支障をきたすこともない。また「それ以外（操業活動に用いる資産以外）の資産」について一律に、換金されていない評価差額をその他の包括利益として計上することができる。さらに、利益の先取りを防ぐとともに、業績とそれ以外とを区別できるというメリットがあるとする。

いずれにせよ、会計基準を設定するにあたっては、他の法制度を前提とした経済的帰結を考慮する必要があること、個別基準間の整合性を図る必要があること、及び用語の定義と整合的に個別基準を設定する（少なくとも整合的に適用しない場合にはその説明を記述する）必要があることを示した。